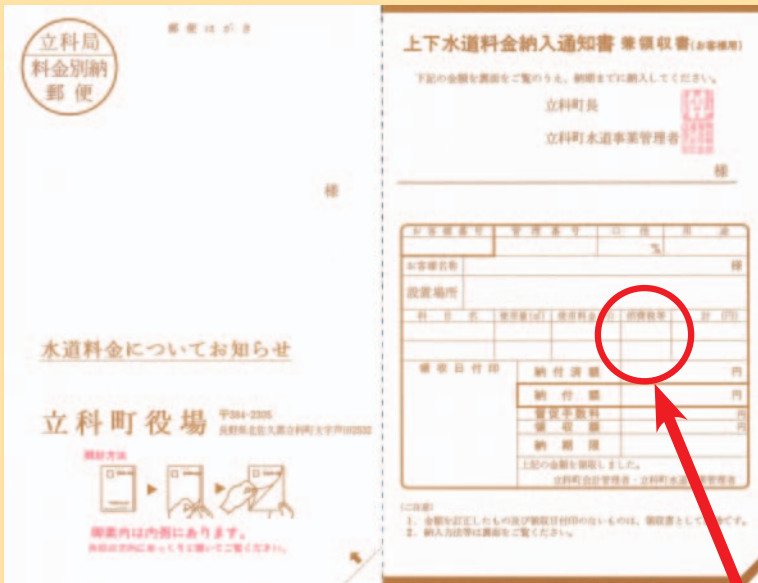


上下水道料金改定のお知らせ

上下水道係

現金納付



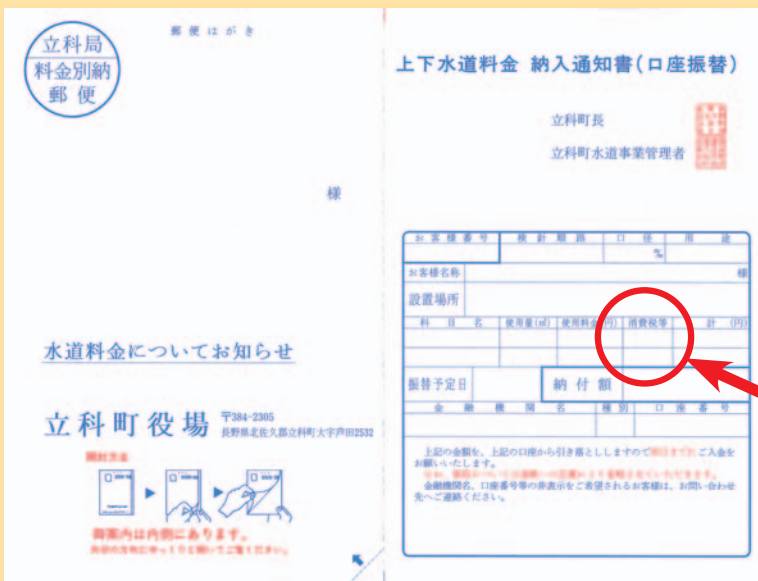
平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税税率の5%から8%への引き上げにより、上下水道料金が改定になります。

今回の改定は、基本料金、使用水量料金及びメーター器使用料（使用料金）単価の改定はありません。**消費税のみの改定**となりますので、お手元に届いた「上下水道料金納入通知書」にてご確認ください。（茶色又は青色）

現在継続的に使用されている方は、経過措置により、消費税8%の適用は7月の納付（5・6月使用分）からとなり、5月の納付（3・4月使用分）については、今までどおり5%の適用となります。なお、4月から新規に加入又は使用を開始される方は8%となります。

ご不明な点がございましたら上下水道係へお問い合わせください。

口座振替



※消費税等の欄をご確認ください。

し尿・浄化槽汚泥の汲取り料金の改定について

川西保健衛生施設組合・立科町

4月1日より、消費税引き上げに伴って、し尿及び浄化槽汚泥の汲取り料金を次のとおり改定しますので、お知らせします。

ご利用される皆様のご理解をお願いします。

区分	新料金 (10ℓあたり)	旧料金 (10ℓあたり)
し尿	88.0円	85.0円
浄化槽汚泥	100.8円	98.0円